

平成26年5月

公益財団法人茨城県防犯協会定款

公益財団法人茨城県防犯協会

公益財団法人茨城県防犯協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人茨城県防犯協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪のない明るい社会の実現を目指して、茨城県内において、防犯思想の普及・高揚、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の非行防止を図るとともに、各種防犯団体との円滑な連携・発展を推進し、もって犯罪の防止及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防犯活動推進事業

- イ 防犯思想の普及高揚
- ロ 地域安全情報の提供
- ハ 犯罪被害防止対策の推進
- ニ 防犯ボランティア活動の支援
- ホ 自転車防犯対策の推進
- ヘ 少年非行防止及び健全育成活動の推進
- ト 防犯器具普及活動の推進
- チ 表彰活動の推進

(2) 風俗環境浄化に関する事業

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、評議員会において別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社

会的信用の維持向上に努める。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会において別に定めた財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理運用)

第7条 この法人の資産の管理運用は、理事会において別に定めるところにより理事長が行う。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 基本財産の全部又は一部をやむを得ない理由により処分若しくは担保に提供しようとする場合又は基本財産から除外しようとする場合には、評議員会及び理事会において、あらかじめ議決を得なければならない。

(費用の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の決議を受けた書類については、直近の評議員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載する。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員8人以上12人以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第15条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を越えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を越えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいずれか1人

及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。ただし。評議員会において別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることがある。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

(決議事項)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。
- 2 定時評議員会は、毎年度5月又は6月に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに

第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から評議員会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(評議員会の運営)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役 員

(役員の設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 17人以上21人以内

(2) 監 事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。
- 6 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事会において別に定めるところにより理事長を補佐する。
 - 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第33条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定めるところにより、報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、評議員会において別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に5月、3月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に対し招集の請求があったとき。
 - (3) 第31条第4項の報告のため、監事から理事長に招集の請求があったとき。
 - (4) 前2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は理事長が招集する。ただし、法令の規定により理事又は監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 名誉会長等

(名誉会長)

第43条 この法人に任意の機関として名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、茨城県知事の職にある者をもって充てる。
3 名誉会長は、この法人の重要な事業に参画し、評議員会及び理事会に出席して、参考意見を述べることができる。
4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問、相談役)

第44条 この法人に任意の機関として若干名の顧問、相談役を置く。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
3 相談役は、評議員会の諮問に応じ、評議員会に出席して意見を述べることができる。
4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第9章 会員

(会員の種別)

第45条 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をこの法人の会員とする。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条の変更についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第12章 情報開示及び個人情報の保護

(情報開示)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県内において発行する茨城新聞に掲載する方法により行う。

第13章 雜 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は人見實徳、副理事長は鬼澤邦夫、内田俊郎、専務理事は野上泰男とする。

附 則

この変更は、平成26年5月30日から施行する。